

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会 公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の印の種類及びその取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の名称、ひな型、書体、寸法、使用区分、保管責任者は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第3条 公印は、常に堅固な容器に納め、執務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては、封印又は施錠しておかなければならない。

(公印の使用)

第4条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁を受けた起案文書と公印台帳（第1号様式）を添えて事務局長に提示し、承認を受けなければならない。

(公印の新調、改刻等)

第5条 公印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の決裁を受けなければならない。

(旧印の保存及び廃棄)

第6条 改刻その他の理由により使用しなくなった公印は、使用を廃した日から起算して10年間保存しなければならない。

2 前項の保存期間を経過した公印は、裁断又は焼却の方法によりこれを廃棄しなければならない。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年8月2日より施行し、同年4月1日から適用する。

別表

公印の名称	ひ	な	型	書 体	寸	法	使 用 区 分	保 管 責 任 者
会 長 印				てん書	縦横	20mm	会長名をもって発する文書	事務局長
会 印				てん書	縦横	24mm	法人名をもって発する文書	事務局長
事務局長印				てん書	縦横	21mm	事務局長名をもって発する文書	事務局長